# 国際信号書の使用に関する省令 （昭和四十四年運輸省令第一号）

船舶から、又は船舶に対し、信号を用いて通信しようとする者は、他の法令の定めによる場合を除き、政府間海事協議機関が採択した国際信号書（以下「国際信号書」という。）に定めるところによらなければならない。

# 附　則

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

##### ２

昭和八年逓信省令第三十四号（日本船舶国際通信書使用の件）は、廃止する。